

10 東京工業大学大学院学則第35条第1項及び第4項のただし書に規定する博士後期課程において特に優れた研究業績を上げた者の修了に関する取扱いについて

平成16年4月1日
学 長 裁 定

改正 平23. 3. 31（施行：平23. 4. 1）

東京工業大学大学院学則（平成23年学則第4号。以下「大学院学則」という。）第35条第1項及び第4項のただし書（以下「第35条ただし書」という。）の規定により，在学期間を短縮して課程修了を認めようとするときは，次のように取扱う。

- 1 指導教員は，論文発表会終了の確認書に，研究業績が特に優れ，大学院学則第35条ただし書を適用してよい旨の説明書を添付する。
- 2 研究科の長は，東京工業大学修士，博士及び修士（専門職）学位審査等取扱要項第14条の通知に前項の説明書を添付する。
- 3 論文審査員主査は，研究業績が特に優れ，大学院学則第35条ただし書を適用する理由書を審査報告書に添付する。
- 4 研究科の長は，教授会の資料に「大学院学則第35条ただし書適用」の旨明示し，かつ，論文の要旨を提出する。